

課題1

以前、農地転用許可した案件と同じ地域(今回申請地とは、30m離れている)で同じ転用目的で農地転用許可申請がありました。その土地は、第1種農地ですが、当時の資料を調べてみると第2種農地と判断したこととなっています。

あなたは、許可をしますか。しませんか。

その場合、許可をする場合又は許可しない場合の根拠は何ですか。

許可しない場合、申請者から異議が申し立てられることが想定されますが、どのように説明されますか？

課題2

農振農用地区域内農地において、不動産業者から建売住宅を建てるとして「(農地所有者名で)農振農用地からの除外」と「農地転用許可申請(農地法第5条)」が出されました。

あなたの市(町)の農振担当部局は、除外はやむを得ないと判断し、当該農地について農用地区域から除外を行いました。

その後、農地転用の事業者から農地転用許可申請の取下願が出され、農業委員会は受理しました。

その3週間後、別の業者が資材置き場を作るとして農地法第5条の申請がされ、(当該農地は、農用地区域から除外されると第2種農地に該当)農業委員会は許可を行いました。

農地転用許可を出しましたが、まだ、事業に着手されていない時期に地域の担い手から、この農地を借りたいが農地中間管理機構を通して借りれないかと相談がありました。

あなたは、どう対応しますか？